

「もみじ台団地地区計画」に係る 条例を改正しました

もみじ台地域には、戸建住宅地における建築物の用途など、土地利用のルールを定めた「もみじ台団地地区計画」があります。

札幌市では、この地区計画について、学識経験者など第三者から構成する札幌市都市計画審議会の同意を得て、平成31年2月28日付けで変更を行いました。

また、地区計画で定めた建築制限のうち必要な事項は、建築基準法に基づく「札幌市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例（地区計画条例）」を定め、計画内容を担保しています。

このたび、令和元年7月5日付けで地区計画条例を改正しましたので、お知らせいたします。

建築できる用途（変更した用途：下線）

- 戸建住宅
- 長屋（2戸以下）
- 兼用住宅のうち
「学習塾等」「事務所」「食堂・喫茶店」「アトリエ・工房」
- 寄宿舍
- 下宿
- 集会所
- 老人ホーム、保育所、福祉ホーム等

※共同住宅は引き続き建築できません。敷地面積の最低限度も200㎡のまま変更ありません。



【問合先】札幌市まちづくり政策局都市計画部地域計画課
大山、楠美（くすみ） TEL(O11) 211-2545



さっぽろ市
02-B03-19-1376
31-2-983